

第16回 茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

◇ 日 時 令和2年5月15日(金曜日)
午後1時00分から

◇ 場 所 南館8階 特別会議室

《次 第》

1 開 会

2 案 件

(1) 大阪府緊急事態措置を踏まえた本市の対応等について

(2) その他

3 閉 会

令和2年5月15日
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

大阪府緊急事態措置を踏まえた本市の対応等について

標記について、令和2年5月14日付け災対第1131-4号で示された「大阪府緊急事態措置の一定緩和」並びに「府主催（共催）イベントの延期・中止、府有施設の休館に関する考え方」を踏まえ、市として、下記のとおり決定・変更しました。

記

- 1 市主催（共催含む）のイベントの延期・中止及び公共施設等の対応について
 - （1）現在の措置を5月31日まで継続します。
 - （2）図書館のみ一部運用を変更します。公共施設の休館等の詳細については別添1のとおり
- 2 幼稚園・保育所・学童保育室等の対応について
 - （1）現在の対応を5月31日まで継続します。
- 3 参考資料
 - （1）令和2年5月14日付け災対第1131-4号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置について」
 - （2）令和2年5月5日「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長に伴う大阪府緊急事態措置を踏まえた本市の対応等について（茨木市新型コロナウイルス対策本部会議）」

市公共施設の休館状況一覧表

△：一部休館、×：休館

施設名		大阪府緊急事態措置段階的解除前		大阪府緊急事態措置段階的解除後		備考
		休館状況	休館期間	休館状況	休館期間	
庁舎・出張所	本庁・合同庁舎	△		△		緊急事態宣言解除まで、南館1階「情報ルーム」は使用不可
福祉文化会館（オークシアター）		×		×		予約受付等は実施
市民総合センター（クリエイトセンター）		×		×		予約受付等は実施
市民活動センター		×		×		相談業務は実施
男女共生センターローズWAM		×		×		貸室予約受付・相談業務（ユースプラザ事業含む）は実施
生涯学習センターきらめき		×		×		予約受付等は実施
高齢者福祉	高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき	×		×		
	福井多世代交流センター	×		×		
	葦原多世代交流センター	×		×		
	沢池多世代交流センター	△		△		保育園さわいけキッズは実施
	西河原多世代交流センター	×		×		
	南茨木多世代交流センター	△		△		こども発達支援センター風は実施
	いきいき交流広場	×		×		
	コミュニティデイハウス	×		×		
障害者（児）福祉	障害福祉センターハートフル	△		△		障害福祉サービスは実施
	子育て支援					
子育て支援	子育て支援総合センター	△		△		親子交流の場、一時預りは休止 子育て相談等については実施。
	子育てすこやかセンター	△		△		
体育館	市民体育館	×		×		予約受付等は実施
	福井市民体育館	×		×		
	南市民体育館	×		×		
	東市民体育館	×		×		予約受付等は実施
プール	西河原市民プール	×		×		
	中条市民プール	×		×		オフシーズンのため休場中
	五十鈴市民プール	×		×		予約受付等は実施
運動広場・グラウンド・ 庭球場等	東雲運動広場グラウンド	×	5/31まで	×	5/31まで	施設の貸出しはしませんが、市民の皆さまの健康維持のため、9時～17時の間は施設を開放します。
	春日丘運動広場グラウンド	×		×		
	若園運動広場グラウンド	×		×		
	福井運動広場グラウンド	×		×		
	桑原運動広場グラウンド	×		×		
	桑原運動広場フットサル場	×		×		
	桑原ふれあい運動広場	×		×		
	中央公園北グラウンド	×		×		
	中央公園南グラウンド	×		×		
	島3号公園大グラウンド	×		×		
	島3号公園小グラウンド	×		×		
	西河原公園北グラウンド	×		×		
	西河原公園南グラウンド	×		×		
	若園公園グラウンド	×		×		
	水尾公園グラウンド	×		×		
	沢良宜公園グラウンド	×		×		
	忍頂寺スポーツ公園グラウンド	×		×		
	東雲運動広場庭球場	×		×		
	春日丘運動広場庭球場	×		×		
	福井運動広場庭球場	×		×		
	桑原運動広場庭球場	×		×		
	若園公園庭球場	×		×		
	西河原公園北庭球場	×		×		
	西河原公園南庭球場	×		×		
	忍頂寺スポーツ公園庭球場	×		×		
	郡山公園庭球場	×		×		
	西河原公園屋内運動場	×		×		
	春日丘運動広場弓道場	×		×		
忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘	×		×		予約受付等は実施	

市公共施設の休館状況一覧表

△：一部休館、×：休館

施設名	大阪府緊急事態措置 段階的解除前		大阪府緊急事態措置 段階的解除後		備考
	休館状況	休館期間	休館状況	休館期間	
コミュニティセンター	葦原コミュニティセンター	×	5/31まで	×	5/31まで
	中津コミュニティセンター	×		×	
	庄栄コミュニティセンター	×		×	
	水尾コミュニティセンター	×		×	
	郡コミュニティセンター	×		×	
	西河原コミュニティセンター	×		×	
	穂積コミュニティセンター	×		×	
	畑田コミュニティセンター	×		×	
	東コミュニティセンター	×		×	
	豊川コミュニティセンター	×		×	
	彩都西コミュニティセンター	×		×	
	三島コミュニティセンター	×		×	
	大池コミュニティセンター	×		×	
	春日コミュニティセンター	×		×	
	東奈良コミュニティセンター	×		×	
	沢池コミュニティセンター	×		×	
	山手台コミュニティセンター	×		×	
玉櫛コミュニティセンター	×	×			
公民館	茨木公民館	×	5/31まで	×	5/31まで
	春日丘公民館	×		×	
	中条公民館	×		×	
	安威公民館	×		×	
	玉島公民館	×		×	
	福井公民館	×		×	
	清溪公民館	×		×	
	見山公民館	×		×	
	石河公民館	×		×	
	太田公民館	×		×	
	太田公民館分室	×		×	
	天王公民館	×		×	
	郡山公民館	×		×	
	耳原公民館	×		×	
白川公民館	×	×			
西公民館	×	×			
いのち・愛・ゆめセンター	豊川いのち・愛・ゆめセンター	×	5/31まで	×	貸室予約受付・相談業務(ユースプラザ事業含む)は実施
	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	×		×	
	総持寺いのち・愛・ゆめセンター	×		×	
文化施設	文化財資料館	×	5/31まで	×	5/31まで
	キリシタン遺物史料館	×		×	
	川端康成文学館	×		×	
	市立ギャラリー	×		×	
青少年	上中条青少年センター	×	5/31まで	×	5/31まで
	青少年野外活動センター	×		×	
図書館	中央図書館(富士正晴記念館含む。)	×	5/31まで	△	段階的にサービスを再開。中央、中条、水尾、庄栄図書館、移動図書館で5月18日(月曜日)から、準備できた予約資料の貸出を再開、5月23日(土曜日)から予約資料の受付を一部再開。(休館日を除く9時30分から17時まで)
プラネタリウム(天文観覧室)	×	5/31まで	×	5/31まで	5/31まで
里山センター(森の学び舎)	×	5/31まで	×	5/31まで	貸室予約受付は実施

市 町 村 長 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置について

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する取組につきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

本府では、4月7日の国の緊急事態宣言を受け、本部長（知事）が、緊急事態措置として外出自粛やイベントの自粛を要請し、また、4月14日から5月6日までの間、施設管理者に対し、施設の使用制限等の要請を行いました。

さらに、5月4日の政府決定を受け、緊急事態宣言を実施すべき期間を5月31日まで延長することとされ、5月5日の府対策本部会議において、大阪府緊急事態措置の期間を5月31日まで延長し、実施内容の継続を決定しました。

その結果、現時点において府内における新規感染者数は、減少傾向に転じるという一定の成果が現れております。

そこで、現在の状況を踏まえ、本日、政府において緊急事態措置を一定緩和することが決定されたことにより、本府では、本日、第16回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、府独自の基準（大阪モデル）に基づき、別添参考資料1のとおり、大阪府緊急事態措置を一定緩和することを決定しました。

貴市町村におかれましても、適切にご対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

あわせて、別添参考資料2のとおり、府主催（共催）イベントの延期・中止、府有施設等の休館について対応することとしました。

なお、今後とも、府独自の基準に基づく自粛要請・解除及び対策の基本的な考え方を踏まえ、緊急事態措置の段階的解除を判断してまいります。

別添参考資料1 5月16日以降の大阪府緊急事態措置の概要

（令和2年5月14日大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料）

別添参考資料2 府主催（共催）イベントの延期・中止、府有施設の休館に関する考え方

（令和2年5月14日大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料）

（問い合わせ先）
代表：06-6941-0351
政策企画部 企画室政策課
小原、上野（内線 2028）
危機管理室 災害対策課
塩瀬、永島（内線 4920）

5月16日以降の大阪府緊急事態措置の概要

参考資料 1

① 区域 大阪府全域

② 期間 令和2年5月16日から令和2年5月31日

③ 実施内容（**【大阪モデル】を踏まえ、これまでの実施内容を一部解除**）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」等により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施。

●外出自粛の要請（特措法第45条第1項）

府民に対し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、引き続き外出自粛を要請。その際、特に次の内容を要請。

1. 不要不急の帰省や旅行など、府県をまたいだ移動を避けること
2. 接待を伴う飲食店など、夜間の繁華街への外出を自粛すること
3. 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底すること（在宅勤務（テレワーク）の推進、「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用など）

●イベントの開催自粛の要請（特措法第24条第9項）

イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

●施設の使用制限の要請等（特措法第24条第9項）

多数の者が利用する施設の管理者等に対し、施設の使用制限等を要請。

外出自粛要請（特措法第45条第1項）

- 府民に対し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、引き続き外出自粛を要請。その際、特に次の内容を要請。

【自粛を要請する内容】

1. 不要不急の帰省や旅行など、府県をまたいだ移動を避けること
2. 接待を伴う飲食店など、夜間の繁華街への外出を自粛すること
3. 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底すること

「新しい生活様式」の実践例 【別紙】 など

- ①身体的距離の確保（人との間隔はできるだけ2 m確保）
- ②マスクの着用（症状がなくてもマスクを着用）
- ③手洗い（家に帰ったらまず手や顔を洗う。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う）
- ④在宅勤務（テレワーク）等の取組みを推進
- ⑤「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用

など

イベントの開催自粛要請（特措法第24条第9項）

➤ イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

【自粛を要請する内容】

- 開催規模：大小を問わない
- 場所：**屋内、屋外を問わない**
- 種類・内容：生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

（具体例）

祭礼・地域行事、文化的イベント（コンサート、演劇、発表会等）、
催事（物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等）、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、
生活の維持に必要なものについては、感染防止対策を講じた上での実施を要請

施設の使用制限の要請等

➤ 多数の者が利用する施設の管理者等に対し、施設の使用制限等を要請。

【実施内容】

1. 基本的に休止を要請しない施設【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】

⇒適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）

2. 特措法により休止を要請する施設

- ・全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設
- ・クラスター発生施設区分のうち、上記以外の大規模施設
- ・イベントの開催自粛要請を踏まえた施設
- ・5月5日の対策本部会議で休業の継続を決定した施設

⇒施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）

⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）

3. 特措法によらず、感染防止対策の協力を要請する施設（5月16日から休止要請を解除する施設）

ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策の協力を要請する施設

⇒府が定める標準的対策を遵守することを条件に、休止要請を解除。

但し、国のホームページに業種別ガイドラインが掲載された場合には、当該ガイドラインによるものとする。

不特定多数の者が利用する施設には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。

⇒ガイドライン等を遵守しない施設や、今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討。

実施内容

1. 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）

（1）社会生活を維持する上で必要な施設

施設区分	施設内訳
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等 ※百貨店・スーパーマーケット等についてはガイドライン等に基づく感染防止対策の協力を要請。
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスを含む。） ※但し、営業時間については、午前5時～午後10時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後9時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトサービスは除く。） ※飲食店等には「大阪コロナ追跡システム」の導入、及びガイドライン等に基づく感染防止対策の協力を要請。
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年5月14日改正）を踏まえた整理

（2）社会福祉施設等

施設区分	施設内訳
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請（特措法第24条第9項）

2. 特措法により休止を要請する施設

➤ 全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設

施設区分	施設内訳	要請内容
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、パブ、ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項) ⇒ 応じない場合、 特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討 (施設名を公表)
運動施設、遊技施設	体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツジム、スポーツクラブなどの屋内運動施設	

➤ クラスター発生施設区分のうち、上記以外の大規模施設 (床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設)

施設区分	施設内訳	要請内容
遊興施設	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	< 同上 >
運動施設、遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等	

➤ イベントの開催自粛要請を踏まえた施設

施設区分	施設内訳	要請内容
集会・展示施設 (貸会議室を除く)	集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、文化会館	<p>施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項)</p> <p>⇒ 応じない場合、 特措法第45条第2項・第3項による 個別の要請・指示も検討 (施設名を公表)</p>

➤ 5月5日の対策本部会議で休業の継続を決定した施設

施設区分	施設内訳	要請内容
文教施設	学校 (大学等を除く。)	< 同上 >

3. 特措法によらず、感染防止対策の協力を要請する施設（5月16日から休止要請を解除する施設）

ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策の協力を要請する施設

施設区分	施設内訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等	<p>・府が定める標準的対策を遵守することを条件に、休止要請を解除。</p> <p>但し、国のホームページに業種別ガイドラインが掲載された場合には、当該ガイドラインによるものとする。</p> <p>・不特定多数の者が利用する施設には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。</p> <p>⇒ガイドライン等を遵守しない施設や、今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討。</p>
集会・展示施設	貸会議室	
大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等	
博物館等	博物館、美術館、図書館 等	
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	
遊興施設 （クラスター発生施設等を除く 床面積の合計が1,000㎡以下の施設）	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場 等	
運動施設、遊技施設 （クラスター発生施設等を除く 床面積の合計が1,000㎡以下の施設）	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、屋外水泳場 等	

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



外出控え



密集回避



密接回避



密閉回避



換気



咳エチケット



手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

【現行の措置】

府民の感染リスクを減らすため、イベントや府有施設について、以下の措置を実施中（令和2年5月31日まで）

- ① 府主催（共催）の府民が参加するイベントや集会について、原則、開催中止又は延期
 - ② 府有施設のうち、不特定多数の方が集まる屋内の集客施設の原則休館
 - ③ 府有施設のうち、貸館・貸会議室、体育館・競技場、公園にある体育館・テニスコート等の貸施設の原則休館
- ※ 措置の内容については、5月15日に、府の緊急事態措置の内容を踏まえ、段階的解除を判断

【今後の対応】

大阪府緊急事態措置（5月16日から5月31日）を踏まえ、以下の通り対応。

（1）府主催（共催）のイベント

上記①の措置を継続。

（2）府有施設

5月16日以降、府が使用制限等を要請しない施設区分の府有施設は、準備が整い次第、順次開館。

例）合宿所、博物館、美術館、図書館、貸会議室、公園の屋外スポーツ施設 等

（文化会館、多目的ホール、体育館、屋内水泳場、公園の屋内スポーツ施設 等については引き続き原則休館）

開館の留意事項

- ① 府（業界団体）の感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策を実施すること。
- ② 不特定多数の者が利用する施設では「大阪コロナ追跡システム」（5月下旬構築予定）を導入すること。

※ 5月15日までの予約分をキャンセルした場合の利用料金については、引き続き徴収しない。

※ 引き続き休館する施設について、休館中に府有施設の利用をキャンセルした場合の利用料金については、引き続き徴収しない。

※ 開館する府有施設において、5月16日以降の予約分のキャンセルについては、利用料金を徴収する。

令和2年5月5日
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長に伴う大阪府緊急事態措置を踏まえた本市の対応等について

標記について、本日、大阪府知事から、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月4日変更）を踏まえた「緊急事態措置」が示されましたので、引き続き「茨木市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、府及び近隣市町と適切に連携・協力して下記のとおり対応します。

なお、今後、国及び府の方針等を注視し、本市の状況を踏まえ必要と判断した場合、改めて対応するものとします。

記

1 市主催（共催含む）のイベントの延期・中止及び公共施設の休館等の対応について

- (1) 令和2年5月10日までの対応を5月31日まで延長
- (2) 公共施設の休館等の詳細については、別添1のとおり。

2 幼稚園・保育所・学童保育室等の対応について

- (1) 令和2年5月10日までの対応を5月31日まで延長
- (2) 一部運用が変更となる施設があります。各施設の詳細については、別添2のとおり。

3 参考資料

大阪府緊急事態措置(第15回 大阪府新型コロナウイルス対策本部資料)

市公共施設の休館状況一覧表

△：一部休館、×：休館

令和2年5月5日現在

施設名		休館状況	休館期間	備考	
庁舎・出張所	本庁・合同庁舎	△	5/31まで	南館1階「情報ルーム」は使用不可	
福祉文化会館（オークシアター）		×		4/22～5/10を除いて予約受付等は実施。 4/25・26・29、5/2～6・9・10は閉館	
市民総合センター（クリエイトセンター）		×		5/3～5を除いて予約受付は実施。 5/3～5は閉館。	
市民活動センター		×		相談業務は実施	
男女共生センターローズWAM		×		貸室予約受付・相談業務（ユースプラザ事業含む）は実施	
生涯学習センターきらめき		×		予約受付等は実施	
高齢者福祉	高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき	×			
	福井多世代交流センター	×			
	葦原多世代交流センター	×			
	沢池多世代交流センター	△			保育園さわいけキッズは実施
	西河原多世代交流センター	×			
	南茨木多世代交流センター	△			こども発達支援センター風は実施
	いきいき交流広場	×			
	コミュニティデイハウス	×			
街かどデイハウス	×				
障害者（児）福祉	障害福祉センターハートフル	△			障害福祉サービスは実施
子育て支援	子育て支援総合センター	△			親子交流の場、一時預りは休止 子育て相談等については実施。
	子育てすこやかセンター	△			
体育館	市民体育館	×			予約受付等は実施
	福井市民体育館	×			
	南市民体育館	×			
	東市民体育館	×			予約受付等は実施
プール	西河原市民プール	×			
	中桑市民プール	×			オフシーズンのため休場中
	五十鈴市民プール	×			予約受付等は実施
運動広場・グラウンド・庭球場等	東雲運動広場グラウンド	×			施設の貸出しはしませんが、市民の皆さまの健康維持のため、9時～17時の間は施設を開放します。
	春日丘運動広場グラウンド	×			
	若園運動広場グラウンド	×			
	福井運動広場グラウンド	×			
	桑原運動広場グラウンド	×			
	桑原運動広場フットサル場	×			
	桑原ふれあい運動広場	×			

市公共施設の休館状況一覧表

△：一部休館、×：休館

令和2年5月5日現在

施設名		休館状況	休館期間	備考
運動広場・グラウンド・庭球場等	中央公園北グラウンド	×	5/31まで	工事中
	中央公園南グラウンド	×		
	島3号公園大グラウンド	×		
	島3号公園小グラウンド	×		
	西河原公園北グラウンド	×		
	西河原公園南グラウンド	×		
	若園公園グラウンド	×		
	水尾公園グラウンド	×		
	沢良宜公園グラウンド	×		
	忍頂寺スポーツ公園グラウンド	×		
	東雲運動広場庭球場	×		施設の貸出しはしませんが、市民の皆さまの健康維持のため、9時～17時の間は施設を開放します。 (忍頂寺スポーツ公園グラウンドは5/11から)
	春日丘運動広場庭球場	×		
	福井運動広場庭球場	×		
	桑原運動広場庭球場	×		
	若園公園庭球場	×		
	西河原公園北庭球場	×		
	西河原公園南庭球場	×		
	忍頂寺スポーツ公園庭球場	×		
	郡山公園庭球場	×		
	西河原公園屋内運動場	×		
春日丘運動広場弓道場	×			
忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘	×		電話による予約受付等は実施	
コミュニティセンター	葦原コミュニティセンター	×		
	中津コミュニティセンター	×		
	庄栄コミュニティセンター	×		
	水尾コミュニティセンター	×		
	郡コミュニティセンター	×		
	西河原コミュニティセンター	×		
	穂積コミュニティセンター	×		
	畑田コミュニティセンター	×		
	東コミュニティセンター	×		
	豊川コミュニティセンター	×		
	彩都西コミュニティセンター	×		
	三島コミュニティセンター	×		
	大池コミュニティセンター	×		
	春日コミュニティセンター	×		
	東奈良コミュニティセンター	×		
	沢池コミュニティセンター	×		
	山手台コミュニティセンター	×		
玉櫛コミュニティセンター	×			

市公共施設の休館状況一覧表

△：一部休館、×：休館

令和2年5月5日現在

施設名		休館状況	休館期間	備考
公民館	茨木公民館	×	5/31まで	
	春日丘公民館	×		
	中条公民館	×		
	安威公民館	×		
	玉島公民館	×		
	福井公民館	×		
	清溪公民館	×		
	見山公民館	×		
	石河公民館	×		
	太田公民館	×		
	太田公民館分室	×		
	天王公民館	×		
	郡山公民館	×		
	耳原公民館	×		
	白川公民館	×		
西公民館	×			
いのち・愛・ゆめセンター	豊川いのち・愛・ゆめセンター	×		貸室予約受付・相談業務(ユースプラザ事業含む)は実施
	沢良直いのち・愛・ゆめセンター	×		
	総持寺いのち・愛・ゆめセンター	×		
文化施設	文化財資料館	×		
	キリシタン遺物史料館	×		
	川端康成文学館	×		
	市立ギャラリー	×		
青少年	上中条青少年センター	×		
	青少年野外活動センター	×		
図書館	中央図書館(富士正晴記念館含む。)	×		4分館(中条、水尾、庄栄、穂積)、8分室(大池、豊川、白川、天王、玉島、山手台、太田、彩都西)、移動図書館を含む。予約受付、予約資料の貸出も停止
プラネタリウム(天文観覧室)		×		
里山センター(森の学び舎)		×		貸室予約受付は実施

令和 2 年 5 月 5 日

こども育成部

緊急事態宣言の期間延長に伴う施設等の対応

○幼稚園

ー 5 月 31 日まで臨時休園を継続する。

家庭での保育が困難な場合には、引き続き特例保育を行う。

○保育所等

ー 5 月 31 日まで臨時休所を継続する。家庭での保育が困難な場合には、引き続き特例保育を行う。民間施設にも同様の対応を求める。

○学童保育室

ー 5 月 31 日まで臨時休室を継続する。

家庭での保育が困難な場合には、引き続き特例保育を行う。

○療育施設

ーあけぼの学園については、5 月 11 日から 5 月 31 日まで各クラスを 2 分割し、隔日で登園する特別療育を行う。(規模縮小)

ーすくすく親子教室、こども発達支援センター風については、通常療育を行う。

○地域子育て支援拠点

ー子育て支援総合センター、子育てすこやかセンターについては、引き続き親子交流の場、一時預りを休止する。

ーつどいの広場、地域子育て支援センターについては、引き続き相談業務を行う。

○子ども・若者支援施設

ーユースプラザ、自立支援センターくろすについては、引き続き相談・連携業務を行う。(ユースプラザについては午後 5 時まで)

第16回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議

日時 令和2年5月14日(木) 20時00分～
場所 本館5階 正庁の間

次 第

議 題

(1) 大阪の感染拡大の状況分析について

①府内における発生状況【資料1-1】

②大阪モデルにおける警戒信号の状況【資料1-2】

③国の解除基準における府の現状【資料1-3】

(参考配布) 緊急事態宣言前後の人口増減の状況【資料1-4】

(参考配布) 大阪府居住者の平均移動距離の推移【資料1-5】

(2) 5月16日以降の緊急事態措置について

①5月16日以降の緊急事態措置の概要【資料2-1】

(参考配布) 外出自粛や施設の使用制限の要請等について(比較表)【資料2-2】

②府主催(共催)イベントの延期・中止、府有施設の休館に関する考え方【資料2-3】

③感染拡大予防にかかる標準的対策(全施設)【資料2-4】

④府専門家会議の座長・副座長・オブザーバーの意見【資料2-5】

(3) 感染拡大抑制と社会経済活動の再開・維持に向けた戦略【資料3】

(4) その他

(参考配布) 受診・相談に関する府民向け啓発資料(5/11改訂版)【資料4】

(参考配布) ライトアップ協力事業者等リスト【資料5】

大阪府新型コロナウイルス対策本部会議 名簿

〈本部員〉

知事

副知事

副首都推進局長

危機管理監

政策企画部長

報道監

総務部長

財務部長

スマートシティ戦略部長

府民文化部長

IR 推進局長

福祉部長

健康医療部長

商工労働部長

環境農林水産部長

都市整備部長

住宅まちづくり部長

教育長

府警本部長

〈オブザーバー〉

(地独) 大阪健康安全基盤研究所 公衆衛生部長

大阪市健康局首席医務監

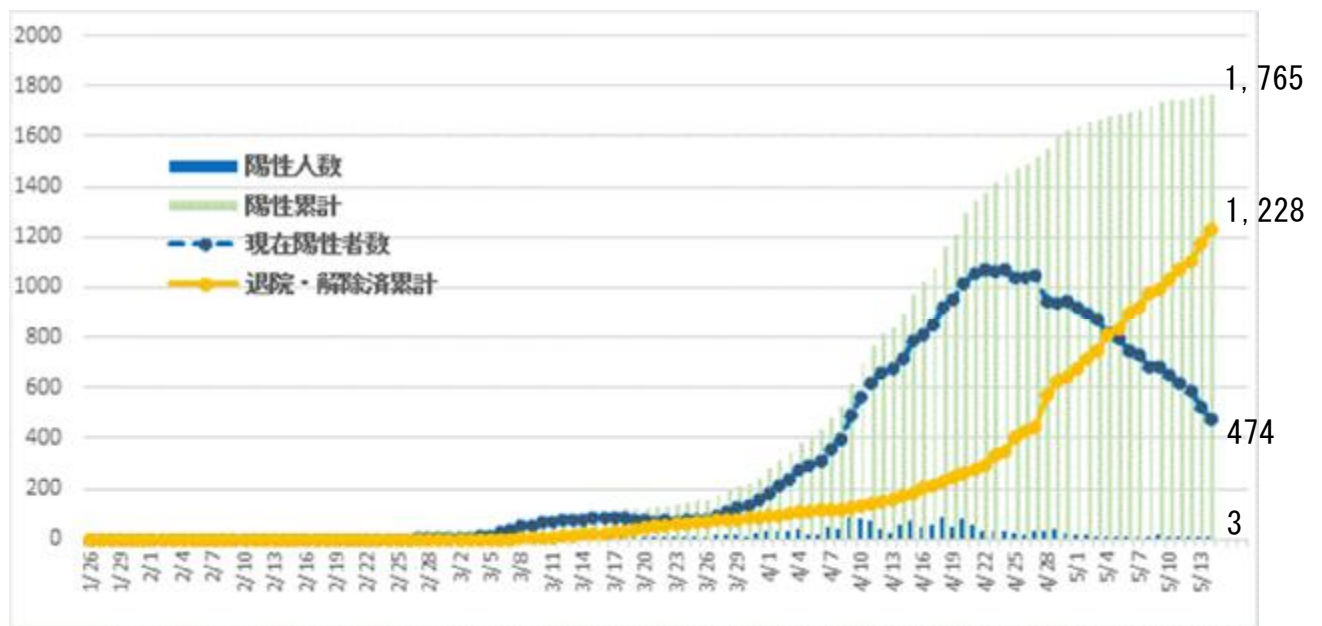
新型コロナウイルス感染症の府内発生状況（令和2年5月14日現在）

① 大阪府内の検査陽性者の状況

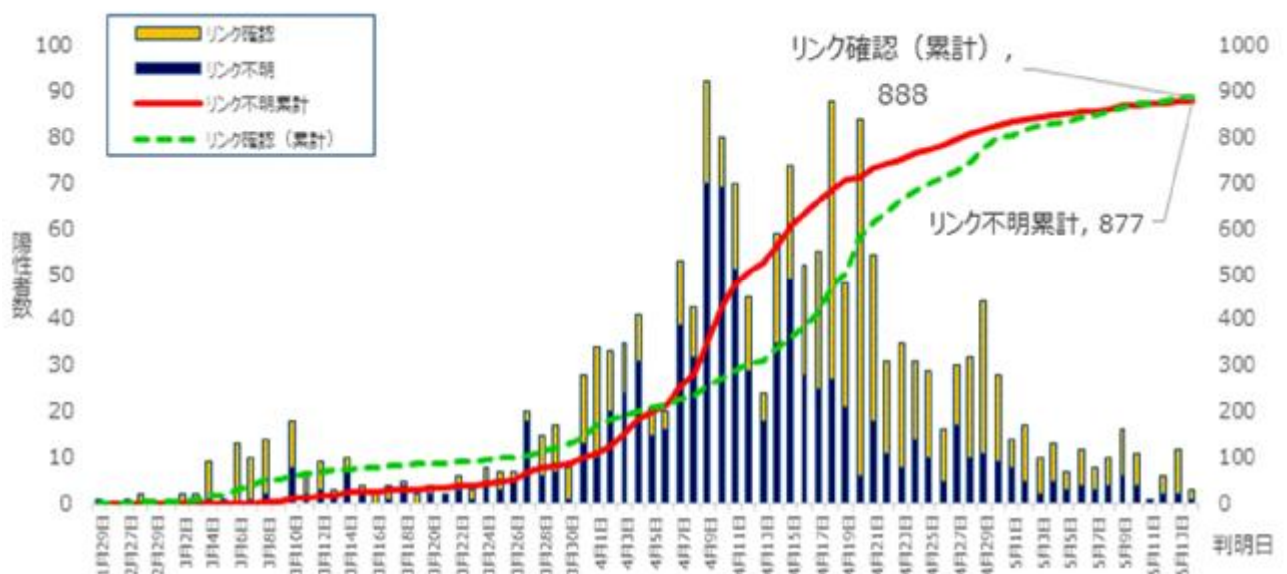
検査件数	陽性者数 累計	現在陽性者数							死亡	退院・解 除済 累計
		現在 陽性者数	入院中	重症	入院 調整中	自宅療養	宿泊療養	療養等 調整中		
24,030	1,765	474	333	43	4	31	94	1	63	1,228
前日比	793	3	-50	-12	-2	-6	-6	-24	-2	52

※大阪府外で健康観察を実施している事例：11件

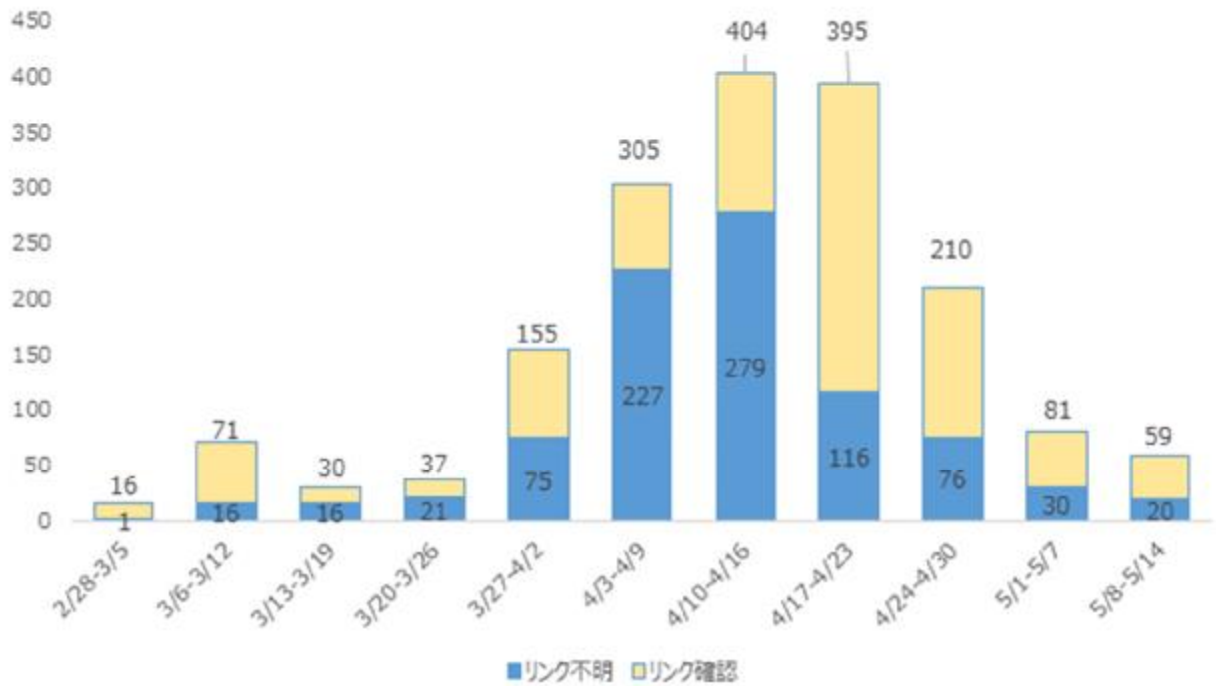
② 新型コロナウイルスの発生状況等



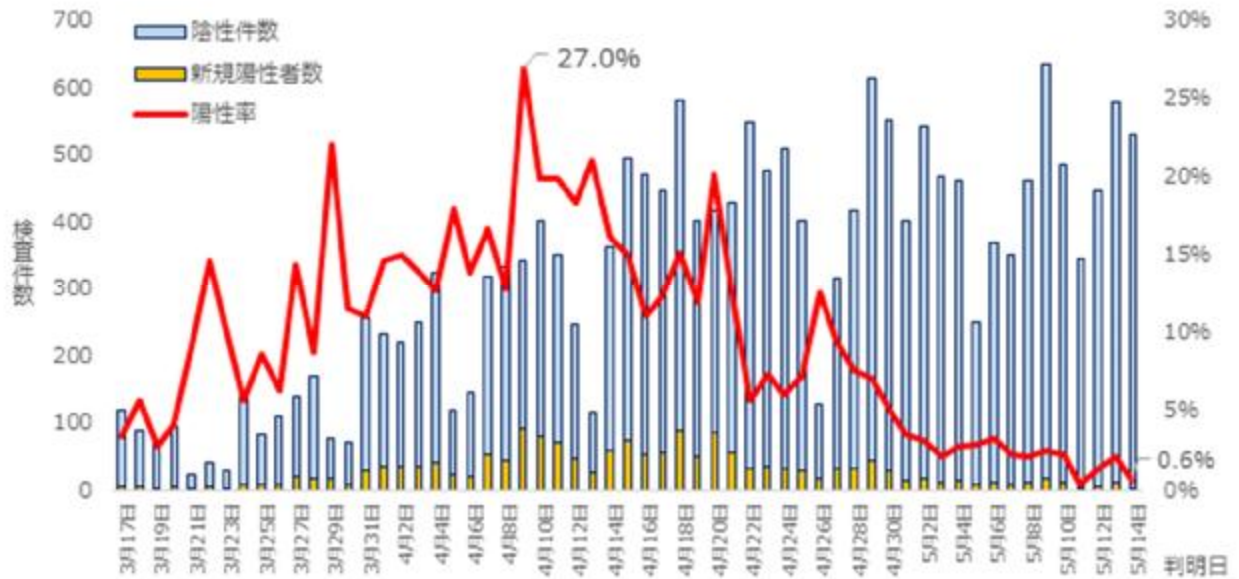
③ 陽性者数の推移



④ 7日間ごとの新規陽性者数の推移



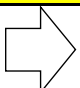
⑤ 検査件数（陰性確認除く）と陽性率の推移



新型コロナウイルス感染症 大阪モデルにおける警戒信号の状況 ※判明日別

資料 1 - 2

【モニタリング指標ごとの状況】

モニタリング指標		自粛要請等の基準	自粛解除の基準	5/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
分析事項	内容 ※病床利用率以外の指標は7日間移動平均			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(1) 市中での感染拡大状況	①感染経路不明者の前週増加比	1以上	—	○ 0.67	○ 0.74	○ 0.86	○ 0.6	○ 0.57	○ 0.48	○ 0.39	○ 0.37	○ 0.42	○ 0.47	○ 0.5	○ 0.56	○ 0.61	○ 0.67	
	②感染経路不明者数	5~10人以上	10人未満	● 10	○ 9.29	○ 8.86	○ 7.14	○ 6.14	○ 5.14	○ 4.29	○ 3.71	○ 3.86	○ 4.14	○ 3.57	○ 3.43	○ 3.14	○ 2.86	
(2) 新規陽性患者の発生状況 検査体制の逼迫状況	③確定診断検査における陽性率	7%以上	7%未満	● 7.5%	○ 6.9%	○ 5.4%	○ 4.5%	○ 3.8%	○ 3.2%	○ 2.8%	○ 2.7%	○ 2.6%	○ 2.6%	○ 2.2%	○ 2.0%	○ 1.9%	○ 1.6%	
				○ 32.4%	○ 31.9%	○ 31.9%	○ 33.0%	○ 32.4%	○ 32.4%	○ 31.4%	○ 30.9%	○ 29.8%	○ 26.6%	○ 26.6%	○ 26.6%	○ 23.9%	○ 22.9%	
(3) 病床の逼迫状況	④患者受入重症病床利用率	—	60%未満	○ 32.4%	○ 31.9%	○ 31.9%	○ 33.0%	○ 32.4%	○ 32.4%	○ 31.4%	○ 30.9%	○ 29.8%	○ 26.6%	○ 26.6%	○ 26.6%	○ 23.9%	○ 22.9%	
信号（現在は緊急事態措置期間のため、指標②~④で自粛解除の基準を満たしているかを確認）				※5/8から運用開始								黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄
●：自粛解除の基準を満たしていない ○：自粛解除の基準を満たしている				7日連続で「自粛解除の基準」を満たしたため、「緑」の信号を点灯														
※③の確定診断検査における陽性率は、再陽性患者数を除外して算出				 緑														

【大阪府新型コロナウイルス感染症 警戒信号の基準】

	警戒信号基準	信号の色	(意味)	対応
自粛要請等に向けた場合	モニタリング指標（3つ）のうち、1つ又は2つの指標において、「自粛要請等の基準」を満たした場合	黄	注意喚起	
	モニタリング指標（3つ）全てが「自粛要請等の基準」を満たした場合	赤	警戒中	自粛要請等の対策を段階的に実施
自粛解除に向けた場合	モニタリング指標（3つ）のうち、1つ又2つの指標において、「自粛解除の基準」を満たした場合	赤	警戒中	
	モニタリング指標（3つ）全てが「自粛解除の基準」を満たした場合（満たして1日~7日）	黄	解除へのカウントダウン	
	モニタリング指標（3つ）全てが「自粛解除の基準」を満たした場合（満たして7日間経過）	緑	解除	自粛等を段階的に解除

国の解除基準における府の現状

資料 1 - 3

国の解除基準	府の現状	評価			
(1) 感染状況【疫学的状況】					
①直近 1 週間の新規感染者数とその前週の数より減少傾向にあること	5月1日～5月7日 81人 5月8日～5月14日 59人	達成			
②直近 1 週間の10万人あたり累積新規感染者数が0.5人未満程度	0.67人 (5/14時点)	未達 ※			
(2) 医療提供体制【医療状況】					
①重症者数が減少傾向で医療提供体制が逼迫していないこと ②患者急増に対応可能な体制が確保されていること		4/27	5/6	5/14	達成
	重症者数(人)	59	61	43	
	重症病床確保数(床)	170	188	188	達成
	軽症中等症入院患者数(人)	390 (4/28)	342	290	
	軽症中等症病床確保数(床)	813 (4/28)	919	944	達成
	宿泊療養者数(人)	135	165	94	
宿泊療養客室数(室)	1,504	1,504(注)	1,504(注)	達成	
(3) 検査体制の構築					
①PCR等検査件数の動向	検査可能体制 890検体/日 陽性率 9.5%(4/27) 4.0%(5/6) 0.6%(5/14)	達成			

(注) 医療従事者用192を含む

※基準を満たした場合、国が総合的に判断し、緊急事態措置を解除



大阪モデルは「グリーンステージ 1」に移行する際の判断基準であり、国の解除基準による修正は行わない。

緊急事態宣言前後の人口増減状況について

(出典：NTTドコモ「モバイル空間設計」分析レポート)



梅田については、平日で、感染拡大前との比較で7割程度の減少



難波については、平日で、感染拡大前との比較で6割程度の減少

※ 4月12日までは、2019年11月平均との比較。

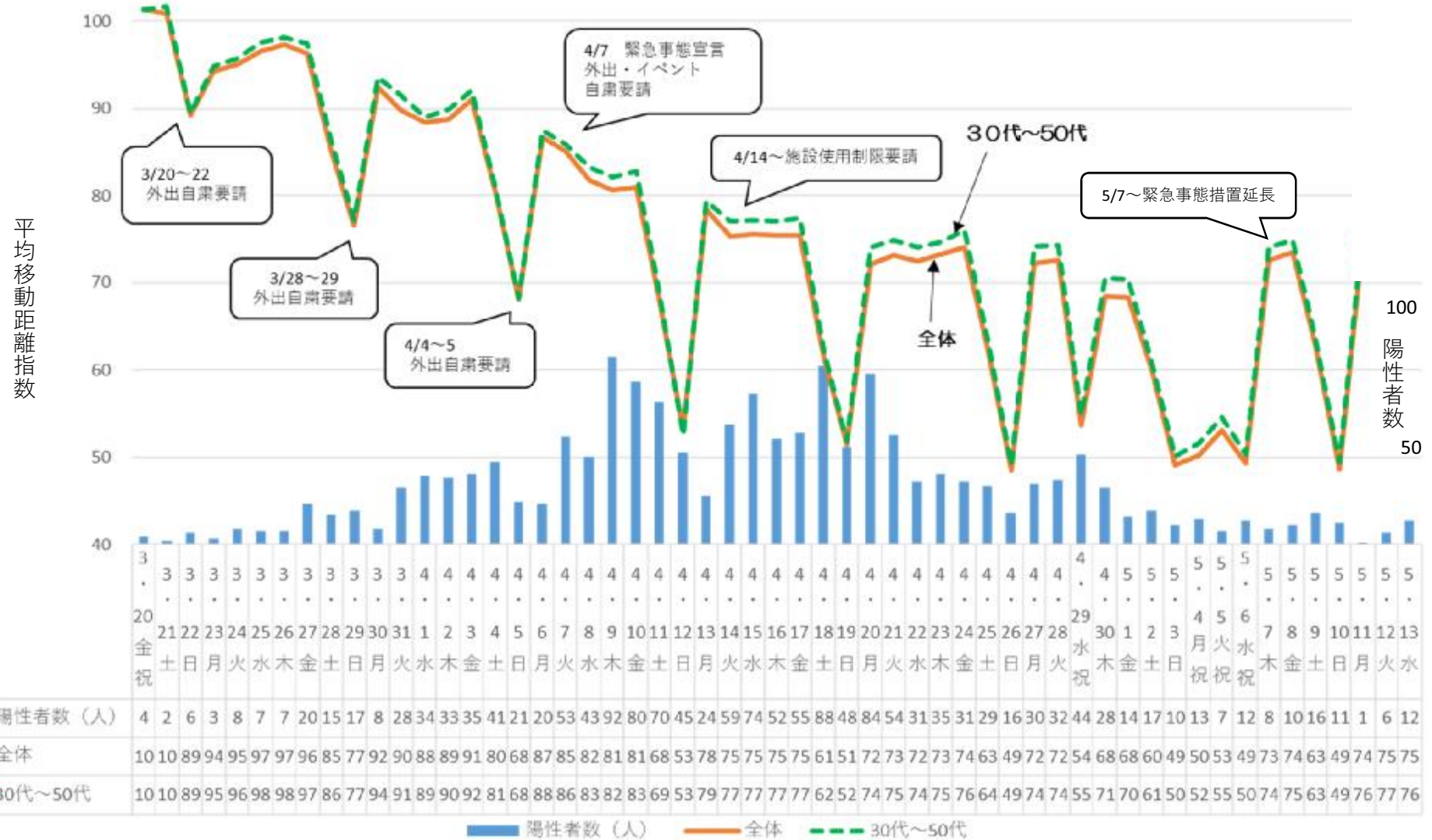
4月13日以降は、2020年1月18日(土)～2月14日(金)4週間の平均との比較。

(平日は平日平均と、休日は休日平均との比較)

大阪府居住者の平均移動距離の推移

資料 1 - 5

平均移動距離は感染拡大前に比べ平日で7.5割程度、休日で5割程度に減少



※平均移動距離指数：大阪府居住者の1月6日から31日の平日と休日のそれぞれの平均距離を100とした場合の各日の数値
 ※陽性者数：大阪府集計 平均移動距離指数：ヤフー・データソリューション調べ

5月16日以降の大阪府緊急事態措置の概要

資料2-1

① 区域 大阪府全域

② 期間 令和2年5月16日から令和2年5月31日

③ 実施内容（**【大阪モデル】を踏まえ、これまでの実施内容を一部解除**）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」等により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施。

●外出自粛の要請（特措法第45条第1項）

府民に対し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、引き続き外出自粛を要請。その際、特に次の内容を要請。

1. 不要不急の帰省や旅行など、府県をまたいだ移動を避けること
2. 接待を伴う飲食店など、夜間の繁華街への外出を自粛すること
3. 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底すること（在宅勤務（テレワーク）の推進、「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用など）

●イベントの開催自粛の要請（特措法第24条第9項）

イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

●施設の使用制限の要請等（特措法第24条第9項）

多数の者が利用する施設の管理者等に対し、施設の使用制限等を要請。

外出自粛要請（特措法第45条第1項）

- 府民に対し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、引き続き外出自粛を要請。
その際、特に次の内容を要請。

【自粛を要請する内容】

1. 不要不急の帰省や旅行など、府県をまたいだ移動を避けること
2. 接待を伴う飲食店など、夜間の繁華街への外出を自粛すること
3. 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底すること

「新しい生活様式」の実践例 【別紙】 など

- ①身体的距離の確保（人との間隔はできるだけ2 m確保）
- ②マスクの着用（症状がなくてもマスクを着用）
- ③手洗い（家に帰ったらまず手や顔を洗う。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う）
- ④在宅勤務（テレワーク）等の取組みを推進
- ⑤「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用

など

イベントの開催自粛要請（特措法第24条第9項）

➤ イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

【自粛を要請する内容】

- 開催規模：大小を問わない
- 場所：**屋内、屋外を問わない**
- 種類・内容：**生活の維持に必要なものを除く全てのイベント**

（具体例）

祭礼・地域行事、文化的イベント（コンサート、演劇、発表会等）、
催事（物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等）、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、
生活の維持に必要なものについては、感染防止対策を講じた上での実施を要請

施設の使用制限の要請等

➤ 多数の者が利用する施設の管理者等に対し、施設の使用制限等を要請。

【実施内容】

1. 基本的に休止を要請しない施設【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】

⇒適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）

2. 特措法により休止を要請する施設

- ・全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設
- ・クラスター発生施設区分のうち、上記以外の大規模施設
- ・イベントの開催自粛要請を踏まえた施設
- ・5月5日の対策本部会議で休業の継続を決定した施設

⇒施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）

⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）

3. 特措法によらず、感染防止対策の協力を要請する施設（5月16日から休止要請を解除する施設）

ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策の協力を要請する施設

⇒府が定める標準的対策を遵守することを条件に、休止要請を解除。

但し、国のホームページに業種別ガイドラインが掲載された場合には、当該ガイドラインによるものとする。

不特定多数の者が利用する施設には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。

⇒ガイドライン等を遵守しない施設や、今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討。

実施内容

1. 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）

(1) 社会生活を維持する上で必要な施設

施設区分	施設内訳
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等 ※百貨店・スーパーマーケット等についてはガイドライン等に基づく感染防止対策の協力を要請。
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスを含む。） ※ <u>但し、営業時間については、午前5時～午後10時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後9時までとすることを要請。</u> （宅配・テークアウトサービスは除く。） ※飲食店等には「大阪コロナ追跡システム」の導入、及びガイドライン等に基づく感染防止対策の協力を要請。
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年5月14日改正）を踏まえた整理

(2) 社会福祉施設等

施設区分	施設内訳
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請（特措法第24条第9項）

2. 特措法により休止を要請する施設

➤ 全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設

施設区分	施設内訳	要請内容
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、パブ、ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項) ⇒応じない場合、 特措法第45条第2項・第3項による 個別の要請・指示も検討 (施設名を公表)
運動施設、 遊技施設	体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツジム、スポーツクラブなどの屋内運動施設	

➤ クラスター発生施設区分のうち、上記以外の大規模施設 (床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設)

施設区分	施設内訳	要請内容
遊興施設	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	<同上>
運動施設、 遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等	

➤ イベントの開催自粛要請を踏まえた施設

施設区分	施設内訳	要請内容
集会・展示施設 (貸会議室を除く)	集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、文化会館	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項) ⇒ 応じない場合、 特措法第45条第2項・第3項による 個別の要請・指示も検討 (施設名を公表)

➤ 5月5日の対策本部会議で休業の継続を決定した施設

施設区分	施設内訳	要請内容
文教施設	学校 (大学等を除く。)	< 同上 >

3. 特措法によらず、感染防止対策の協力を要請する施設（5月16日から休止要請を解除する施設）

ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策の協力を要請する施設

施設区分	施設内訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ・府が定める標準的対策を遵守することを条件に、休止要請を解除。 但し、国のホームページに業種別ガイドラインが掲載された場合には、当該ガイドラインによるものとする。 ・不特定多数の者が利用する施設には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。 <p>⇒ガイドライン等を遵守しない施設や、今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討。</p>
集会・展示施設	貸会議室	
大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等	
博物館等	博物館、美術館、図書館 等	
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	
遊興施設 （クラスター発生施設等を除く 床面積の合計が1,000㎡以下の施設）	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場 等	
運動施設、遊技施設 （クラスター発生施設等を除く 床面積の合計が1,000㎡以下の施設）	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、屋外水泳場 等	

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m(最低1m)** 空ける。
- 遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**(手指消毒薬の使用も可)

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** □咳エチケットの徹底 □こまめに換気
- 身体的距離の確保 □**「3密」の回避(密集、密接、密閉)**
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

外出自粛や施設の使用制限の要請等について（比較表）
（新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づく措置）

現 在	改正案
<p>大阪府緊急事態措置の概要</p> <p>① 区域 大阪府全域</p> <p>② 期間 <u>令和2年4月7日から令和2年5月31日</u></p> <p>③ 実施内容</p> <p>新型インフルエンザ特措法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の対応を実施。</p> <p>●外出自粛の要請（特措法第45条第1項）</p> <p><u>府民に対し、医療機関への通院、食材の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。特に、「3つの密」が濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。</u></p> <p>●イベントの開催自粛の要請（特措法第24条第9項）</p> <p>イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。</p>	<p>大阪府緊急事態措置の概要</p> <p>① 区域 大阪府全域</p> <p>② 期間 <u>令和2年5月16日から令和2年5月31日</u></p> <p>③ 実施内容</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」<u>等</u>により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施。</p> <p>●外出自粛の要請（特措法第45条第1項）</p> <p><u>府民に対し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、引き続き外出自粛を要請。その際、特に次の内容を要請。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 不要不急の帰省や旅行など、府県をまたいだ移動を避けること</u> <u>2. 接待を伴う飲食店など、夜間の繁華街への外出を自粛すること</u> <u>3. 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底すること（在宅勤務（テレワーク）の推進、「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用など）</u> <p>●イベントの開催自粛の要請（特措法第24条第9項）</p> <p><同左></p>

現在

1. 外出自粛要請（特措法第 45 条第 1 項）

- 府民に対し、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを要請。
- 特に、密閉空間、密集場所、密接場面という 3 つの条件が重なる場、いわゆる「3 つの密」がより濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。

【生活の維持に必要な場合（例）】

※感染防止策を講じた上で、必要最小限の人数での活動が前提

○物資調達・・・生活必需品（食料品、日用品、医薬品等）の買い出し

○健康維持・・・医療機関への通院、散歩・運動

○仕事・・・職場への出勤

⇒ただし、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の取組みを強く要請。

感染防止のための取組みと「3 つの密」を避ける行動を強く要請。

○その他・・・銀行、役所など

2. イベントの開催自粛要請（特措法第 24 条第 9 項）

- イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

【自粛を要請する内容】

○開催規模：大小を問わない

○場所：屋内、屋外を問わない

○種類・内容：生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

（具体例）

祭礼・地域行事、文化的イベント（コンサート、演劇、発表会等）、催事（物

改正案

1. 外出自粛要請（特措法第 45 条第 1 項）

- 府民に対し、「最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減」を目指して、引き続き外出自粛を要請。その際、特に次の内容を要請。

【自粛を要請する内容】

1. 不要不急の帰省や旅行など、府県をまたいだ移動を避けること

2. 接待を伴う飲食店など、夜間の繁華街への外出を自粛すること

3. 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底すること

「新しい生活様式」の実践例

①身体的距離の確保（人との間隔はできるだけ 2 m 確保）

②マスクの着用（症状がなくてもマスクを着用）

③手洗い（家に帰ったらまず手や顔を洗う。手洗いは 30 秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う）

④在宅勤務（テレワーク）等の取組みを推進

⑤「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用 など

2. イベントの開催自粛要請（特措法第 24 条第 9 項）

<同左>

現在

改正案

産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等)、式典、講演会・研修会、
スポーツ行事 等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会
等、生活の維持に必要なものについては、感染拡大防止策を講じた上での実施
を要請

現在

●施設の使用制限の要請等

①期間 令和2年4月14日から令和2年5月31日

②実施内容

1 基本的に休止を要請しない施設

【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】

⇒適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）

2 基本的に休止を要請する施設

(1) -1 特措法による要請を行う施設

【遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動・遊技施設、文教施設】

⇒施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）

⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）

(1) -2 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が 1,000 m²を超える下記の施設）

【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設】

⇒施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）

⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）

(2) 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が 1,000 m²以下の下記の施設）

【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設】

⇒特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼

改正案

●施設の使用制限の要請等

①期間 令和2年5月16日から令和2年5月31日

②実施内容

1 基本的に休止を要請しない施設

<同左>

2 特措法により休止を要請する施設

➢全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設

・『遊興施設』のうち「キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店」「バー」「パブ」「ダンスホール」「カラオケボックス」「ライブハウス」「性風俗店」

・『運動・遊技施設』のうち「体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツジム、スポーツクラブなどの屋内運動施設」

➢クラスター発生施設区分のうち、上記以外の大規模施設
(床面積の合計が 1,000 m²を超える下記の施設)

・『遊興施設』『運動・遊技施設』

➢イベントの開催自粛要請を踏まえた施設

・『集会・展示施設（貸会議室を除く）』

➢5月5日の対策本部会議で休業の継続を決定した施設

・『文教施設』

⇒施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）

⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）

現在

改正案

3. 特措法によらず、感染防止対策の協力を要請する施設

(5月16日から休止要請を解除する施設)

ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策の協力を要請する施設

⇒府が定める標準的対策を遵守することを条件に、休止要請を解除。

但し、国のホームページに業種別ガイドラインが掲載された場合には、当該ガイドラインによるものとする。

不特定多数の者が利用する施設には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。

⇒ガイドライン等を遵守しない施設や、今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討。

現 在		改正案																	
実施内容 1 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項） (1) 社会生活を維持する上で必要な施設		実施内容 1 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項） (1) 社会生活を維持する上で必要な施設																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設の種類の</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療施設</td> <td>病院、診療所、薬局 等</td> </tr> <tr> <td>生活必需物資販売施設</td> <td>卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター、スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等 ※スーパーマーケット等に対する協力依頼 ・妊婦・高齢者・障がい者・ヘルプマークを付けた方が優先的に入店できる時間帯(1時間程度)の設定 ・レジの行列で並ぶ位置の指定 ・曜日・時間帯による特売やポイントアップのできる限りのとりやめ ・利用者同士の距離が2m程度を保てないなど、混雑時の入場制限を実施</td> </tr> <tr> <td>食事提供施設</td> <td>飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等 (宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※但し、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請。 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)</td> </tr> </tbody> </table>		施設の種類の		医療施設	病院、診療所、薬局 等	生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター、スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等 ※スーパーマーケット等に対する協力依頼 ・妊婦・高齢者・障がい者・ヘルプマークを付けた方が優先的に入店できる時間帯(1時間程度)の設定 ・レジの行列で並ぶ位置の指定 ・曜日・時間帯による特売やポイントアップのできる限りのとりやめ ・利用者同士の距離が2m程度を保てないなど、混雑時の入場制限を実施	食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等 (宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※但し、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請。 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>施設内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療施設</td> <td><同左></td> </tr> <tr> <td>生活必需物資販売施設</td> <td>卸売市場、食料品売場、百貨店・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等 ※百貨店・スーパーマーケット等についてはガイドライン等に基づく感染防止対策の協力を要請。</td> </tr> <tr> <td>食事提供施設</td> <td>飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等 (宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※但し、営業時間については、午前5時～午後10時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後9時までとすることを要請。 (宅配・テイクアウトサービスは除く。) ※飲食店等には「大阪コロナ追跡システム」の導入、及びガイドライン等に基づく感染防止対策の協力を要請。</td> </tr> </tbody> </table>		施設区分	施設内訳	医療施設	<同左>	生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等 ※百貨店・スーパーマーケット等についてはガイドライン等に基づく感染防止対策の協力を要請。	食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等 (宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※但し、営業時間については、午前5時～午後10時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後9時までとすることを要請。 (宅配・テイクアウトサービスは除く。) ※飲食店等には「大阪コロナ追跡システム」の導入、及びガイドライン等に基づく感染防止対策の協力を要請。
施設の種類の																			
医療施設	病院、診療所、薬局 等																		
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター、スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等 ※スーパーマーケット等に対する協力依頼 ・妊婦・高齢者・障がい者・ヘルプマークを付けた方が優先的に入店できる時間帯(1時間程度)の設定 ・レジの行列で並ぶ位置の指定 ・曜日・時間帯による特売やポイントアップのできる限りのとりやめ ・利用者同士の距離が2m程度を保てないなど、混雑時の入場制限を実施																		
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等 (宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※但し、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請。 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)																		
施設区分	施設内訳																		
医療施設	<同左>																		
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等 ※百貨店・スーパーマーケット等についてはガイドライン等に基づく感染防止対策の協力を要請。																		
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等 (宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※但し、営業時間については、午前5時～午後10時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後9時までとすることを要請。 (宅配・テイクアウトサービスは除く。) ※飲食店等には「大阪コロナ追跡システム」の導入、及びガイドライン等に基づく感染防止対策の協力を要請。																		

現 在

住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月7日改正）を踏まえた整理

(2) 社会福祉施設等

施設の種類の	
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請（特措法第24条第9項）

改正案

住宅、宿泊施設	<同左>
交通機関等	<同左>
工場等	<同左>
金融機関・官公署等	<同左>
その他	<同左>

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年5月14日改正）を踏まえた整理

(2) 社会福祉施設等

<同左>

現在

2 基本的に休止を要請する施設

(1) -1 特措法による要請を行う施設

施設の種類	内 訳	要請内容
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、スードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等	施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項） ⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
④運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等	
⑤文教施設	学校（大学等を除く。）	

改正案

2 特措法により休止を要請する施設

➤全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設

施設区分	施設内訳	要請内容
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う 飲食店、バー、パブ、ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店	施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項） ⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）
運動施設、遊技施設	体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツジム、スポーツクラブなどの <u>屋内運動施設</u>	

➤クラスター発生施設区分のうち、上記以外の大規模施設
(床面積の合計が 1,000 m²を超える下記の施設)

施設区分	施設内訳	要請内容
<u>遊興施設</u>	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	<同上>
<u>運動施設、遊技施設</u>	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等	

現在

改正案

➤ イベントの開催自粛要請を踏まえた施設

施設区分	施設内訳	要請内容
<u>集会・展示施設（貸会議室を除く）</u>	集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、文化会館	施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項） ⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）

➤ 5月5日の対策本部会議で休業の継続を決定した施設

施設区分	施設内訳	要請内容
<u>文教施設</u>	学校（大学等を除く。）	<同上>

現在

改正案

(1) -2 特措法による要請を行う施設

(床面積の合計が 1,000 m²を超える下記の施設)

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等	施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項） ⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	

【現行の措置】

府民の感染リスクを減らすため、イベントや府有施設について、以下の措置を実施中（令和2年5月31日まで）

- ① 府主催（共催）の府民が参加するイベントや集会について、原則、開催中止又は延期
- ② 府有施設のうち、不特定多数の方が集まる屋内の集客施設の原則休館
- ③ 府有施設のうち、貸館・貸会議室、体育館・競技場、公園にある体育館・テニスコート等の貸施設の原則休館

※ 措置の内容については、5月15日に、府の緊急事態措置の内容を踏まえ、段階的解除を判断

【今後の対応】

大阪府緊急事態措置（5月16日から5月31日）を踏まえ、以下の通り対応。

（1）府主催（共催）のイベント

上記①の措置を継続。

（2）府有施設

5月16日以降、府が使用制限等を要請しない施設区分の府有施設は、準備が整い次第、順次開館。

例）合宿所、博物館、美術館、図書館、貸会議室、公園の屋外スポーツ施設 等
（文化会館、多目的ホール、体育館、屋内水泳場、公園の屋内スポーツ施設 等については引き続き原則休館）

開館の留意事項

- ① 府（業界団体）の感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策を実施すること。
- ② 不特定多数の者が利用する施設では「大阪コロナ追跡システム」（5月下旬構築予定）を導入すること。

- ※ 5月15日までの予約分をキャンセルした場合の利用料金については、引き続き徴収しない。
- ※ 引き続き休館する施設について、休館中に府有施設の利用をキャンセルした場合の利用料金については、引き続き徴収しない。
- ※ 開館する府有施設において、5月16日以降の予約分のキャンセルについては、利用料金を徴収する。

感染拡大予防にかかる標準的対策

【全施設】

令和2年5月

大 阪 府

目次

全施設共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1

業態による感染拡大を予防するための措置

① 食事提供施設(飲食店・喫茶店・居酒屋等)・・・・・・・・ P.3

② 百貨店・スーパーマーケット等・・・・・・・・ P.3

③ 遊興施設(インターネットカフェ・漫画喫茶等)・・・・・・・・ P.3

④ 劇場等(劇場・映画館・演芸場等)、貸会議室・・・・・・・・ P.3

⑤ 遊技施設(パチンコ店)・・・・・・・・ P.4

⑥ 遊技施設(マージャン店・ゲームセンター等)・・・・・・・・ P.4

⑦ 運動施設(屋外水泳場)・・・・・・・・ P.4

⑧ 大学等(大学・各種学校等)・・・・・・・・ P.4

⑨ 学習塾等(自動車学校)・・・・・・・・ P.5

⑩ 学習塾等(学習塾・各種教室(スポーツ教室を除く))・・・・・・・・ P.5

⑪ 博物館等(博物館・美術館・図書室等)・・・・・・・・ P.5

⑫ 博物館等(動物園・植物園等)・・・・・・・・ P.5

⑬ ホテル又は旅館(集会の用に供する部分)・・・・・・・・ P.5

⑭ 商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗)・・・・・・・・ P.6

⑮ 商業施設(生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)・・・・・・・・ P.6

⑯ 商業施設(スーパー銭湯)・・・・・・・・ P.6

(全施設共通事項)

1. はじめに

事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討すること。

- 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタン、トイレの便座、便座のふた、トイレトペーパーのふたや水洗レバーなど)には特に注意する。
- 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。
- 参考：新型コロナウイルスの環境や物質表面における生存時間
 - エアロゾル(空気中に漂う微粒子) 中では3時間以上
 - 銅の表面では4時間まで
 - 厚紙(段ボール)の表面では24時間後まで
 - ステンレススチール表面では48時間後まで
 - プラスチック表面では72時間後まで感染力を維持

2. 各業種に共通する基本的事項

2-1. 人と人との距離等：3密(密閉、密集、密接)の回避

- ・人と人との接触を避け、対人距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保すること。
また、対人距離が確保できない場合は、入場制限等を実施すること
- ・感染防止のための入場者の整理(密にならないように対応)
- ・マスクの着用(従業員及び入場者に対する周知)
- ・施設の換気(2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる)
- ・キャッシュレスの推進
- ・店に府が導入する「大阪コロナ追跡システム」のQRコードを掲示するとともに、顧客に対し、QRコードへの入力要請を行うこと(別紙参照)

2-2. 症状のある方の入場制限

- ・入場時の体温チェックの実施
- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけること。
また、状況によっては、発熱者を体温計やサーモグラフィーなどで特定し入場を制限することも考えられる
- ・なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる

2-3. 消毒等

- 入口及び施設内の手指の消毒設備（石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールなど）の設置
- 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する
- 手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る
- 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する
- 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する

2-4. トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- 便器内は通常の清掃で良い
- 不特定多数が接触する場所（ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレトペーパーのふたや水洗レバーなど）は、清拭消毒を行う
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する
- ペーパータオルを設置するか、使い捨ておしぼり等を準備する

2-5. 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする
- 休憩スペースは、常時換気することに努める
- 共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒する。
- 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする
- 室内の喫煙ルームの原則使用禁止

2-6. ごみの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用する
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

2-7. 清掃・消毒

- 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い

2-8. その他

- 高齢者、持病のある方や妊婦については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。

3. 業態による感染拡大を予防するための措置

①食事提供施設(飲食店・喫茶店・居酒屋等)

- ・営業時間の終了を午後 10 時まで、酒類の提供を午後 9 時までとすること
- ・個室や多人数での座敷席等の使用は控えること
- ・座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
- ・大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆる背景音楽（BGM）や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること

②百貨店・スーパーマーケット等

- ・混雑時の入場制限を実施
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2m を目安に(最小1m))が確保されること
- ・レジ等で間隔(できるだけ2m を目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- ・従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・滞在時間を短くなるよう工夫すること
- ・混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップの中止
- ・家族連れを避け、必要最小限で買い物に行くよう周知すること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

③遊興施設(インターネットカフェ・漫画喫茶等)

- ・十分な座席の間隔(できるだけ2m を目安に(最小1m))が確保されること
- ・従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- ・シャワールーム等の利用時における人と人との接触を避けるための工夫を行うこと

④劇場等(劇場・映画館・演芸場)、貸会議室

- ・混雑時の入場制限を実施
- ・十分な座席の間隔(できるだけ2m を目安に(最小1m))が確保されること
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2 以下とする措置などを行うこと
- ・劇場等では演者の発声による飛沫感染対策として、前方席の使用を控えるなどにより、演者と客席の距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保すること
- ・滞在時間が短くなるよう、公演時間の前後の滞留をなくすよう工夫すること
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2m を

目安に(最小 1m))が確保されること

- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒が行われること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

⑤遊技施設(パチンコ店)

- ・十分な座席の間隔(できるだけ2m を目安に(最小 1m))が確保されること
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2m を目安に(最小 1m))が確保されること
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングでパチンコ台、ボタンやレバー等の消毒が行われること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆる背景音楽(BGM)や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること

⑥遊技施設(マージャン店・ゲームセンター等)

- ・十分な座席の間隔(できるだけ2m を目安に(最小 1m))が確保されること
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングでゲーム機、マージャン卓・牌の消毒が行われること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆる背景音楽(BGM)や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること
- ・施設内での飲食は控えること

⑦運動施設(屋外水泳場)

- ・混雑時の入場制限を実施
- ・人と人との十分な距離(できるだけ2m を目安に(最小 1m))が確保されること
- ・更衣室、シャワールーム等の利用時における人と人との接触を避けるための工夫を行うこと
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2m を目安に(最小 1m))が確保されること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

⑧大学等(大学・各種学校等)

- ・十分な座席の間隔(できるだけ2m を目安に(最小 1m))が確保されること
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2 以下とする措置などを行うこと
- ・少人数で滞在時間が短くなるよう工夫すること
- ・適切な換気が行われるとともに、学生・生徒の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・学生・生徒同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- ・リスクが高いと考えられる大学における実習(歯学部の実習等)には万全の注意を払うこと

⑨学習塾等(自動車学校)

- 学科では十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- 適切な換気が行われるとともに、教習生の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- 教習生同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- 実技では窓を開けるなど適切な換気が行われるとともに、教習生の入れ替えのタイミングでハンドル等操作機器の消毒が行われること

⑩学習塾等(学習塾・各種教室(スポーツ教室を除く))

- 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- 少人数で滞在時間が短くなるよう工夫すること
- 適切な換気が行われるとともに、学生・生徒の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- 学生・生徒同士の大声での会話を行わないよう周知すること

⑪博物館等(博物館・美術館・図書室等)

- 混雑時の入場制限を実施
- 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- 滞在時間が短くなるよう工夫すること
- 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- 展示配置を工夫や一方通行の設定により、施設内の移動においても人と人との十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

⑫博物館等(動物園・植物園等)

- 混雑時の入場制限を実施
- 水槽や飼育動物等の保護のためのアクリル板やガラスなどの清潔の保持
- 観察時や施設内の移動において、人と人との十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- 滞在時間が短くなるよう工夫すること
- 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- 密閉施設については適切な換気が行われること
- 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- 入場口への踏込消毒マットの設置(弱性石鹼、消石灰等)

⑬ホテル又は旅館(集会の用に供する部分)

- ・十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
 - ・滞在時間が短くなるよう工夫すること
 - ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
 - ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- (飲食で使用する場合)
- ・営業時間の終了を午後10時まで、酒類の提供を午後9時までとすること
 - ・個室や多人数での座敷席等の使用は控えること
 - ・座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
 - ・大皿での取り分けによる食品提供の自粛
 - ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
 - ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

⑭商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗)

- ・店内等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- ・従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・滞在時間が短くなるよう工夫すること
- ・適切な消毒や換気が行われること
- ・混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップの中止
- ・家族連れを避け、必要最小限で買い物に行くよう周知すること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

⑮商業施設(生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)

- ・十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- ・従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・客の体に触れる場合は、手洗をよりこまめにする
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップの中止
- ・家族連れを避け、必要最小限で買い物に行くよう周知すること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

⑯商業施設(スーパー銭湯)

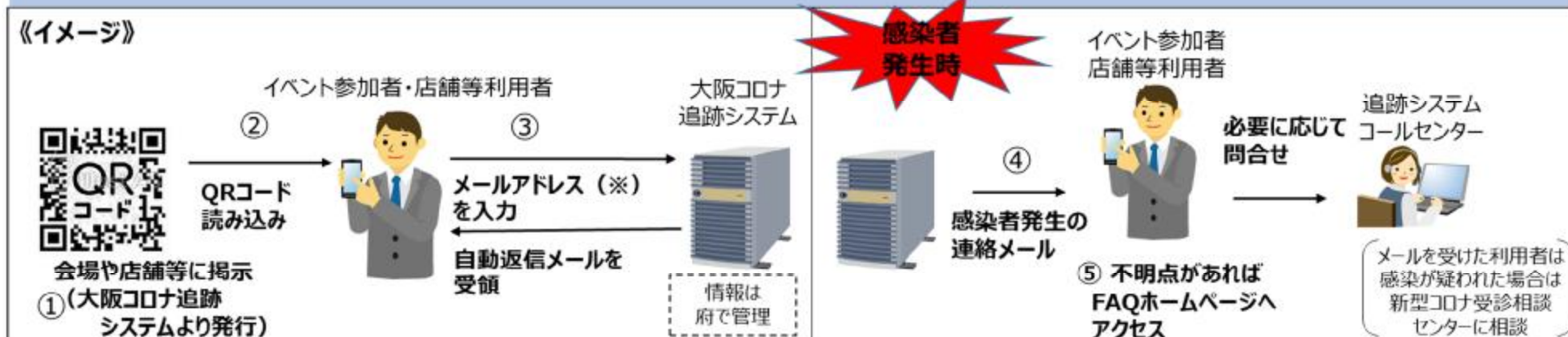
- ・レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- ・従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・浴槽等において人と人との十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・更衣室等の利用時における人と人との接触を避けるための工夫を行うこと

(飲食コーナー)

- 営業時間の終了を午後 10 時まで、酒類の提供を午後 9 時までとすること
- 個室や多人数での座敷席等の使用は控えること
- 座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
- 大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
- 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

大阪コロナ追跡システム

自粛・休業要請を解除した後、**不特定多数**の人が集まるイベントや店舗・集客施設等において感染者が発生した時に備え、**QRコード**を活用して、大阪府が**イベント参加者や店舗等利用者の連絡先を把握し**、感染者発生時に**迅速に連絡を行うこと**によって、**感染拡大を防ぐためのシステムを構築する**。



QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

※ 名前、住所、電話番号、行動履歴(GPS位置情報等)等は取得しない。
メールアドレスは、コロナ感染収束後にはシステムから削除される。

- ① イベント主催者・店舗等は、大阪府のHPからQRコードを取得し、印刷して会場・店舗等の入り口等に掲示。
- ② イベント参加者・店舗等利用者は、会場・店舗等でQRコードを読み込む。
- ③ 大阪コロナ追跡システムにアクセスして、メールアドレスを登録する。すぐに登録確認メールが自動返信される。
- ④ 感染者から登録アドレスの提供を受け、QRコードを読み込んだ会場・店舗等の登録アドレスにメールにて一斉に通知する。
- ⑤ 不明点がある場合は、通知メールに記載のFAQホームページへアクセスする。

自粛要請等の段階的な解除を行う緊急事態措置及び感染拡大予防にかかる標準的対策についてのご意見

委員	意見
朝野座長	<p>緊急事態宣言の解除に向けて、各業種、業態ごとに、段階的な営業の正常化にむかうことの必要性は社会的に合理的と考える。</p> <p>しかしながら、感染拡大の危険が去ったのではなく、感染拡大のきっかけは常に存在するものとして、社会生活を安全に再開するために、各種業種のリスク、例えば 3 密状態の改善や対面会話の回避などを避ける工夫を、ガイドラインとしてだけでなく大阪府が現場で指導、助言して行くことが重要と考える。</p> <p>同時に、社会的なリスクを減らすために、検査体制の拡充、医療機関への迅速な受診体制の維持、大阪府民の「新しい生活」の実践の徹底も合わせた総合的な対策が根本にあるべきであり、そのような観点に立ってこれからの新型コロナウイルス感染症との長期的な対応を緩まずに進めていただきたい。</p>
掛屋副座長	<p>これまで新型コロナウイルスのクラスター形成が報告されている施設に関しては、基本的に休止を継続要請すること、その他の施設に関しては感染対策を講じながら休止要請を解除することに賛成する。また、不特定多数の者が利用する施設に「大阪コロナ追跡システム」を導入することに賛同する。一方でシステム利用を希望しない参加者が多くでないように、協力を呼びかけることが重要である。今後、本システムでクラスターをいち早く発見して、府民の健康管理に貢献することができた事例ができれば、府民へ速やかに情報提供して、本システムへの理解を求めることが重要と考える。「大阪コロナ追跡システム」が、全国のモデルとなることを期待している。</p> <p>「感染拡大予防にかかる標準的対策」（全施設）への対策案も基本的に賛同する。業態別の予防措置には共通の感染対策に加え、業種毎のリスクがありますので、提示した対策にとどまることなく、現場での工夫をさらに促し、良い取り組みは大阪府の HP 等で紹介して、普及させていくことが重要と考える。</p>
砂川オブザーバー	<p>現時点で報道警報の情報が少ないが、例えば特定警戒都道府県からの解除を判断する際、感染状況については、「直近 1 週間の 10 万人当たりの新規感染者 0.5 人以下」との目安があると言われる。「大阪モデル」のバージョンアップとして、国と整合性のある指標を補記のような形で入れ込んでおくことがベターではないか、と考える。</p> <p>「感染拡大予防にかかる標準的対策【全施設】」に含まれる「全施設共通事項」、の中に、「大阪コロナ追跡システム」に関する説明をインターフェースの画像なども含めて、一章（あるいは一項目）加える方が良い。急に文章中に頻回に登場しても内容が分からない。本来の目的である「（何か特定の）イベント参加者や（特定の）店舗利用者を把握し、事例が当該イベントや施設で発生した際の状況（調査の一部にもなりえる）と注意喚起を一斉メールで関係者に直接伝える」趣旨が伝わりにくくなっており、単に情報メーリングリストへの加入のお願いに見える。</p> <p>また、「3. 業態による感染拡大を予防するための措置」の中で、⑨大学等(大学・各種学校等) (5 ページ) の記載があるが、リスクが高いと考えられる大学における実習（歯学部の実習等）への注意はどうあるべきか、追加の記載が望まれる。全体として、それぞれの業界の方々を目を通した内容である必要があると考える。</p>

- 未だこの感染症に対するワクチンや十分な治療薬がない中、**新型コロナウイルス対応は長期化**することが予想
- 今後は、「**ウイルスとの共存**」を前提とし、**医療・経済の両面から「府民の命を守る」**。
- そのためには、「**感染拡大の抑制と社会経済活動の再開・維持との両立を図る**」ための**戦略に移行**していくことが必要。

「大阪モデル」

「感染爆発の兆候」と「感染の収束状況」を判断する4つの指標※を設定し、**自粛要請・解除などの対策を段階的に実施する「大阪モデル」を策定**。モニタリング指標と警戒基準に基づき、**出口戦略・入口戦略を実行**。

※ 4つのモニタリング指標： ①感染経路不明者の前週増加比、②感染経路不明者数、
③確定診断検査における陽性率、④患者受入重症病床利用率

「出口戦略」

(感染収束期)

グリーンステージ1

グリーンステージ2

グリーンステージ3

大阪モデル

指標 (②~④) の全てが原則7日間連続クリア後

◎ **新規感染者の発生が限定的な局面**

⇒ **感染拡大の抑制を図りながら、社会経済活動の再開・維持に向け、府民や事業者に対する自粛要請を段階的に解除。**

「入口戦略」

(感染爆発兆候期)

イエローステージ

レッドステージ1

レッドステージ2

大阪モデル

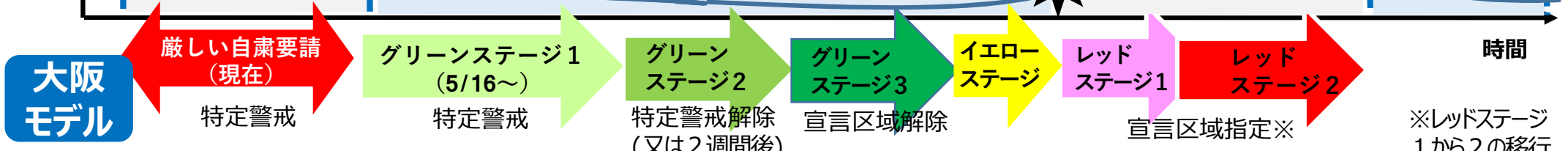
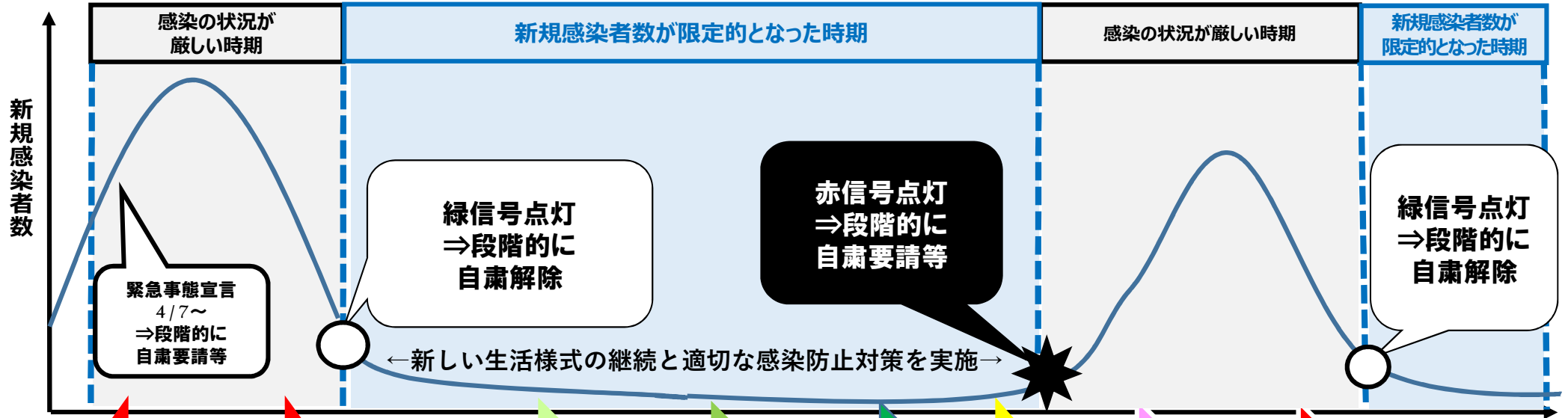
指標(①~③)の1つ(2つ)が基準満たす

指標 (①~③) 全てが基準満たす

◎ **新規感染者が増加傾向の局面**

⇒ **爆発的な感染拡大の抑制や市中でのまん延防止そして医療崩壊防止に向け、府民や事業者に対する自粛要請等の対策を段階的に実施。**

戦略のロードマップ



信号	× ~ ▲	●	●	●	▲	× ~ ▲	× ~ ▲
外出	不要不急の外出自粛 (生活の維持に必要な場合を除き自粛)	8割程度の接触機会の低減を目指す(府県間移動、夜間の繁華街、三つの密を自粛 等)	府県間移動、夜間の繁華街等を自粛	原則、自粛要請を解除		府県間移動、夜間の繁華街、週末の外出自粛等	不要不急の外出自粛 (生活の維持に必要な場合を除き自粛)
イベント	全イベント自粛	全イベント自粛	少人数のイベントの制限解除	原則、自粛要請を解除		大規模イベント自粛	全イベント自粛
施設	・社会生活維持に必要な施設等以外は幅広く休止 ・食事提供施設の営業時間の制限	①~③以外は休止解除 ①クラスター発生施設及びその類似施設 ②クラスター発生施設区分のうち1000㎡超の大規模施設(遊興施設、運動・遊技施設) ③集会・展示施設 ・食事提供施設の営業時間制限の緩和	グリーンステージ1の状況を見極め、①施設の解除を判断 (②③は解除) ・食事提供施設の営業時間規制の緩和継続	原則、全ての施設の休止要請を解除	注意喚起	直近にクラスターが発生した施設は休止(過去のクラスター発生施設の休止を判断)	・社会生活維持に必要な施設等以外は幅広く休止 ・食事提供施設の営業時間の制限

※レッドステージ1から2の移行は、感染症・数理分析の専門家の意見などを踏まえ判断

ステージごとの内容

グリーンステージ

1 特定警戒指定 ⇒ 2 特定警戒解除(又は2週間後) ⇒ 3 緊急事態宣言区域の解除

1	外出	「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、自粛 「府県をまたいだ移動」、「夜間の繁華街への外出」、「三つの密」を避け、新しい生活様式を徹底
	イベント	引き続き、全てのイベントの開催自粛
	施設	<ul style="list-style-type: none"> ・【引き続き休止要請】 <ul style="list-style-type: none"> ①全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設 ②クラスター発生施設区分（遊興施設、運動・遊技施設）のうち床面積合計1000㎡超の大規模施設 ③集会・展示施設（イベント開催自粛要請の継続を求める観点から） ・食事提供施設の営業時間を2時間緩和（営業は午後10時まで、ただし酒類の提供は午後9時まで） ・【休止要請を解除】 <ul style="list-style-type: none"> ①～③以外の施設 ⇒ ・府（業界団体）の感染予防のガイドライン等遵守を条件 ・「大阪コロナ追跡システム（5月下旬構築予定）」の導入を要請
2	外出	「府県をまたいだ移動」、「夜間の繁華街への外出」、「三つの密」を避け、新しい生活様式を徹底
	イベント	大規模イベント等は自粛要請。比較的少人数(最大でも50名まで)のイベントは感染防止対策を講じた上で開催可能
	施設	上記②③の施設は、休止要請を解除。①の施設は、グリーンステージ1の状況を見極めた上で解除を判断。食事提供施設の営業時間の緩和継続
3	外出・イベント・施設	適切な感染防止対策を条件に、原則、全ての要請を解除。新しい生活様式の継続

イエローステージ

外出・イベント・施設 府民や事業者に対する注意喚起

レッドステージ

1	外出	「府県をまたいだ移動」、「夜間の繁華街への外出」、「週末の外出」、「三つの密」を避け、新しい生活様式を徹底
	イベント	大規模イベント開催自粛
	施設	直近のイエローステージ中にクラスターが発生した施設は休止（過去にクラスターが発生した施設については、感染状況等を踏まえ休止を判断）
2	外出	不要不急の外出自粛（生活の維持に必要な場合を除き自粛）
	イベント	全てのイベントの開催自粛
	施設	<ul style="list-style-type: none"> ・社会生活維持に必要な施設等以外は、幅広く休止 ・食事提供施設の営業時間の制限

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。

感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。

特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染により感染します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人込みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は、「新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）」にご相談ください。

すぐに相談

- ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ②高齢者、基礎疾患がある、透析を受けている、免疫抑制剤・抗がん剤を使用している方で発熱、咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
- ③妊婦の方 比較的軽い風邪症状がある場合 ※念のため、早めに相談

症状が4日以上続くときは必ず相談

上記①～③以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合 *強い症状や解熱剤などを飲み続けている方はすぐに相談

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。
マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

<新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）一覧> ※土日祝を含めた終日つながります

センター名	電話番号	FAX	センター名	電話番号	FAX
大阪府池田保健所	06-7166-9911	06-6944-7579	大阪市保健所	06-6647-0641	06-6647-1029
大阪府茨木保健所			堺市保健所	072-228-0239	072-222-9876
大阪府守口保健所			高槻市保健所	072-661-9335	072-661-1800
大阪府四條畷保健所			東大阪市保健所	072-963-9393	072-960-3809
大阪府藤井寺保健所			豊中市保健所	06-6151-2603	06-6152-7328
大阪府富田林保健所			枚方市健康部	072-841-1326	072-841-5711
大阪府和泉保健所			八尾市保健所	072-994-0668	072-922-4965
大阪府岸和田保健所			寝屋川市保健所	072-829-8455	072-838-1152
大阪府泉佐野保健所			吹田市保健所	06-7178-1370	06-6339-2058

※令和2年5月11日時点

一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

府民向け相談窓口 電話番号：06-6944-8197 FAX番号：06-6944-7579
受付時間 9:00～18:00（土日・祝日も実施）

資料 5

大阪府新型コロナウイルス感染症 ライトアップ協力事業者（府に連絡があった事業者のみ）

R2.5.14 時点

対象施設	場所	対象期間	備考
フェニーチェ堺	堺市	5月11日～31日	
旧堺燈台			
酒蔵の外観	河内長野市	5月11日～	天野酒蔵元 西條合資会社
岸和田城	岸和田市	5月11日～31日	
みさき夢灯台	岬町	5月12日～31日	
藤井寺市役所庁舎	藤井寺市	5月11日～31日	庁舎内の灯り
・大阪・梅田「大ぴちよんくん」 ・新大阪駅前屋外 LED 看板	大阪市	5月11日～	ダイキン工業株式会社
レッドホース オオサカホイール (EXPOCITY 観覧車)	吹田市	5月14日～	EXPO 観覧車合同会社
南海ビル北側壁面	大阪市	5月16日～	南海電気鉄道株式会社